

# 今福・杭瀬寺島地区防災街区整備地区計画

(太字は補足・注記)

## 1 計画書の内容

名称	今福・杭瀬寺島地区防災街区整備地区計画	
位置	尼崎市今福2丁目及び杭瀬寺島1丁目の各全部	
面積	約12.9 ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、産業都市として発展してきた尼崎市の中でも、大規模工場に隣接する住宅地区として、昭和初期に、十分な基盤整備を伴わないまま市街化が急速に進行したため、道路が狭く木造住宅も密集し、地震や火災の時に大規模災害のおそれの大きい「密集市街地」として指定されている。</p> <p>当地区の整備に当たっては、「高齢者がひとりでも暮らしやすいまち」、「若い人にも住みよいまち」、「安全、安心に暮らせるまち」、「地区の歴史を大切にすまち」を目標に、防災性の向上や快適な住環境の形成に取り組む。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>1 地区全体の土地利用方針</p> <p>地区の安全性の向上を図るとともに、国道2号沿いであり、大阪市に近いという利便性を活かして、土地利用の増進と住環境の向上を図り、魅力的な都市型住宅地を形成する。</p> <p>2 土地利用の区分</p> <p>住居地区：土地利用の増進と住環境の向上を図り、魅力的な都市型住宅地を形成する。</p> <p>近隣商業地区：近隣向けの商業・サービス機能と住宅の調和のとれた便利で快適な市街地を形成する。</p>
	地区防災施設及び地区施設の整備の方針	<p>1 地区防災施設</p> <p>地区全体の安全性確保のため、災害時における円滑な避難、消防、救護等の防災活動と延焼抑制などに資する既存道路を地区防災施設として位置付け、沿道建物の建替え促進により、道路空間及び連続したオープンスペースを確保する。</p> <p>2 地区施設</p> <p>防災性の向上とともに、土地利用の増進及び住環境の向上を図るため、個別の建築活動の積み重ねにより、道路空間及び連続したオープンスペースを確保し、区画道路の改善を誘導する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>小規模な木造住宅等の建替えや不燃化を促進し、安全な建築物を整備する。</p> <p>宅地規模、建築物の形態、道路に面した部分の形態制限の合理化、建築物の防災性能の強化などに留意して整備し、都市型住宅地にふさわしい健全で適正な居住水準を確保する。</p> <p>建築物の高さを整え、道路沿いのオープンスペースを連続させるとともに、道路空間の環境に配慮し、まとまりある街並みを形成する。</p>
	その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針	<p>火災時の延焼防止、地球環境への配慮及び緑豊かで潤いのある市街地環境を形成するため、敷地内の緑化等に配慮することとする。</p> <p>壁面後退区域については、地域の防災性を高めるために、緊急自動車の通路及び避難通路の確保を目的としていることから、工作物を設置しないこととするとともに、道路との段差をなくすなど交通の妨げとならないようにすること。</p>

地区防災施設の区域	種類	名称	幅員	延長	備考	
	道路	地区防災道路1号	約 4.0 ～ 5.4 m	約 540 m	既設	
		地区防災道路2号	約 4.0 ～ 8.0 m	約 180 m	既設	
		地区防災道路3号	約 4.0 ～ 6.0 m	約 130 m	既設	
		地区防災道路4号	約 4.0 m	約 60 m	既設	
		地区防災道路5号	約 4.0 ～ 11.0 m	約 90 m	既設	
		地区防災道路6号	約 4.0 ～ 6.0 m	約 65 m	既設	
		地区防災道路7号	約 4.0 ～ 5.4 m	約 230 m	既設	
		地区防災道路8号	約 4.0 ～ 6.0 m	約 50 m	既設	
		地区防災道路9号	約 4.0 m	約 90 m	既設	
地区防災道路10号		約 4.0 ～ 6.0 m	約 75 m	既設		
防災街区整備地区整備計画	地区施設の配置及び規模	区分	名称	幅員	延長	備考
		区画道路	区画道路1号	約 4.0 ～ 6.0 m	約 105 m	既設
			区画道路2号	約 4.0 m	約 235 m	既設
			区画道路3号	約 4.0 m	約 185 m	既設
			区画道路4号	約 4.0 m	約 525 m	既設
			区画道路5号	約 4.0 m	約 75 m	既設
			区画道路6号	約 4.0 m	約 105 m	既設
			区画道路7号	約 4.0 m	約 30 m	既設
			区画道路8号	約 4.0 m	約 25 m	既設
			区画道路9号	約 4.0 m	約 55 m	既設
			区画道路10号	約 4.0 m	約 70 m	既設
			区画道路11号	約 4.0 m	約 150 m	既設
			区画道路12号	約 4.0 m	約 60 m	既設
			区画道路13号	約 4.0 ～ 5.4 m	約 90 m	既設
			区画道路14号	約 4.0 m	約 155 m	既設
※備考欄に「既設」の記載がある地区防災施設、地区施設の区域・規模は、当該路線の既存の道路・水路区域の区間毎の概ねの規模(ただし法令に基づく4m以上の数値)とし、幅員欄を参考数値とする。						

防災街区整備地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	名称	住居地区	近隣商業地区
			面積	約 12.1 ha	約 0.8 ha
		建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法（以下「法」という。）別表第2(に)項第3号に掲げるボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設</p> <p>(2) 法別表第2(に)項第4号に掲げるホテル又は旅館</p> <p>(3) 法別表第2(に)項第5号に掲げる自動車教習所</p> <p>(4) 法別表第2(に)項第6号に掲げる床面積の合計が15㎡を超える畜舎</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 法別表第2(に)項第3号に掲げるボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設</p> <p>(2) 法別表第2(に)項第4号に掲げるホテル又は旅館</p> <p>(3) 法別表第2(に)項第5号に掲げる自動車教習所</p> <p>(4) 法別表第2(に)項第6号に掲げる床面積の合計が15㎡を超える畜舎</p> <p>(5) 法別表第2(ほ)項第2号に掲げるマージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(6) 法別表第2(ほ)項第3号に掲げるカラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(7) 法別表第2(へ)項第3号に掲げる劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの</p> <p>(8) 法別表第2(へ)項第4号に掲げる自動車車庫で床面積の合計が300㎡を超えるもの又は3階以上の部分にあるもの（建築物に附属するもので建築基準法施行令第130条の8で定めるもの又は都市計画として決定されたものを除く。）</p>	
	建築物の容積率の最高限度	<p>1 建築物の容積率は、10分の20以下でなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、法第52条第14項又は第59条の2第1項の規定に基づく特定行政庁の許可を受けた建築物については、適用しない。</p>	<p>1 建築物の容積率は、10分の30以下でなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、法第52条第14項又は第59条の2第1項の規定に基づく特定行政庁の許可を受けた建築物については、適用しない。</p>		
建築物等の高さの最高限度	<p>1 建築物の高さは、12m（その敷地が地区防災道路1号から6号までに2m以上接する建築物にあっては、18m）以下でなければならない。</p> <p>2 建築物の軒の高さは、10m（その敷地が地区防災道路1号から6号までに2m以上接する建築物にあっては、15m）以下でなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、法第59条の2第1項の規定に基づく特定行政庁の許可を受けた建築物については、適用しない。</p>	<p>1 建築物（その敷地が国道2号に2m以上接する建築物を除く。）の高さは、18m以下でなければならない。</p> <p>2 建築物（その敷地が国道2号に2m以上接する建築物を除く。）の軒の高さは、15m以下でなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、法第59条の2第1項の規定に基づく特定行政庁の許可を受けた建築物については、適用しない。</p>			

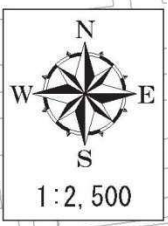
防災街区整備地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	<p>建築物の敷地面積は 70 ㎡以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、その土地の全部を建築物の一の敷地として使用する場合は、この規定を適用しない。</p> <p>(1) この地区計画が決定された際現に建築物の敷地として使用されている土地で 70 ㎡に満たないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば 70 ㎡に満たないこととなる土地（以下「既存不適格土地」という。）</p> <p>(2) 既存不適格土地の全部及びこれに隣接する土地の全部又は一部</p>
		壁面の位置の制限	<p>1 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱、バルコニー等又は建築物に附属する門若しくは扉で地盤面上 2 m を超えるもの（以下「外壁等」という。）の面から道路境界線までの距離は、0.5 m 以上でなければならない。ただし、法第 42 条第 3 項による水平距離の指定を受けた道路の道路境界線までの距離にあっては、0.3 m 以上でなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、建築物の外壁等の中心線の長さの合計が 3 m 以下で、かつ、地盤面上 2.5 m を超える部分については、適用しない。</p>
		建築物の構造に関する防火上必要な制限	<p>建築物の構造は、法第 53 条第 3 項第 1 号に規定する耐火建築物等又は準耐火建築物等としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>(1) 延べ面積が 50 ㎡以内の平家建ての附属建築物で、外壁及び軒裏が防火構造のもの</p> <p>(2) 卸売市場の上家、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれが少ない用途に供する建築物で、主要構造部が不燃材料で造られたものその他これに類する構造のもの</p> <p>(3) 高さ 2 m を超える門又は扉で不燃材料で造り、又は覆われたもの</p> <p>(4) 高さ 2 m 以下の門又は扉</p>
		壁面後退区域における工作物の設置の制限	<p>壁面の位置の制限として定められた限度の線と、道路境界線との間の土地の区域については、門若しくは扉、庇、軒、出窓、バルコニー又は屋外階段等を設置してはならない。ただし、地盤面上 2.5 m を超える部分については、この限りでない。</p>
<p>※ 「区域の整備、開発及び保全に関する方針」を踏まえ、壁面後退区域内では、建築物の建築、上記の工作物のほか、縦樋、室外機等の建築設備機器、プランター等の設置、自転車又は車両の駐車等により、緊急自動車の交通を妨げないようにすること。</p> <p>なお、自動車の駐車部分の規模は、尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の規定に倣い、幅 2.3m 以上、奥行き 5m 以上を目安として計画すること。</p>			





区域、地区の区分、地区防災施設の区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり

## 2 当初決定の理由

本地区は阪神杭瀬駅から東へ 0.5 km の位置にあり、南側に国道 2 号が走り、東側は工場及び左門殿川を挟んで大阪市と接しており、戦前からの工場労働者の住宅地として市街化が進んだ地区である。現在も、戦前に建設された家屋や狭あい道路も多く残り、災害等に対する危険性を看過できなくなっているため、防災性の向上や快適な住環境の形成を図ることを目的に、平成 23(2011)年に本計画を決定した。

### 3 計画図の内容



- 凡例**
-  地区計画区域
  -  地区の区分
  -  地区防災施設  
(地区防災道路 1～10号)
  -  地区施設  
(区画道路 1～14号)